

平成27年4月7日

話 題 事 項

半島振興法の延長・充実を機に「これからの半島地域の振興に向けた集い」を開催します。

半島振興法（昭和60年6月14日法律第63号）は、三方を海に囲まれ、幹線交通体系から離れるなど不利な条件にある半島地域の振興を目的に、本県や本県選出の国会議員等が中心となり議員立法により成立、2度の延長がなされてきたところです。

この度、平成27年3月31日の法期限を前に、半島振興対策実施地域の道府県、道府県議会及び市町村が一体となって、国会議員及び政府に対し、半島地域の振興に資する事項を強く要望し、その結果、法期限が10年間延長され、施策内容も充実されることとなりました。

つきましては、「半島振興法の一部を改正する法律」の可決、成立いただいたことに感謝し、今後、半島地域振興のための充実した施策を実施するにあたり、一層の御指導、御助言をいただくため、「これからの半島地域の振興に向けた集い」を開催します。

- 1 日 時 : 平成27年4月16日（木） 17:30～19:00
- 2 場 所 : 全国町村会館 2階ホール
(東京都千代田区永田町1-11-35)
- 3 主 催 : 半島地域振興対策協議会（会長：和歌山県知事 仁坂吉伸）
半島地域振興対策議会議長連絡協議会（会長：石川県議会議員 吉崎吉規）
全国半島振興市町村協議会（会長：北海道せたな町長 高橋貞光）
- 4 来 賓 : 国会議員、関係省庁 約100名

【半島振興対策実施地域】

23地域（22道府県、194市町村）

- ・半島地域振興対策協議会（会長：和歌山県知事 構成：20道府県）
- ・半島地域振興対策議会議長連絡協議会（会長：石川県議会議員 構成：21道府県）
- ・全国半島振興市町村協議会（会長：北海道せたな町長 構成：186市町村）

担当：企画部地域振興局
過疎対策課 阪井、別所
TEL 073-441-2374
FAX 073-441-2939

【参 考】

○半島振興法改正内容

- ・目的規定に半島地域が我が国において果たしている役割や定住の促進が位置づけられるとともに、各種の計画事項、配慮規定が追加
- ・法律の期限が平成 37 年 3 月 31 日に延長

○改正にともなう施策の充実

【予算措置】 ソフト面の取組に対する支援措置

半島振興広域連携促進事業が創設され、多様な主体が連携して実施する、交流促進、産業振興、定住促進に資する広域的な取組を支援

【地財措置】 基盤整備等に対する支援措置

半島振興道路整備事業債（充当率 75%）のうち、地方公共団体が実施する特に防災機能強化に資する道路整備事業について充当率を 90% に引上げ（交付税措置率 30% は現行どおり）

【税制措置】 税制関係

半島地域において、事業者が製造業、旅館業、農林水産物等販売業、及び情報サービス業等の用に供する設備を取得等した場合の 5 年間の割増償却制度について、適用期限を平成 29 年 3 月 31 日まで 2 年間延長 等